

門真市第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度



門真市

概要版

令和3(2021)年3月

※本文中におきましては、年号について和暦表記のみとし、西暦表記は省略しております。



計画の策定にあたって

国による「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の基本指針

- 障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。
 - ・地域における生活の維持及び継続の推進
 - ・福祉施設から一般就労の移行等
 - ・「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・発達障がい者等支援の一層の充実
 - ・障がい児通所支援等の地域支援体制の整備
 - ・相談支援体制の充実・強化等
 - ・障がい者の社会参加を支える取組
 - ・障がい福祉サービス等の質の向上
 - ・障がい福祉人材の確保
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3カ年の「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を策定。

第6期障がい福祉計画とは

- 門真市障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)第88条第1項に基づく「市町村障がい福祉計画」として障がい福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針(厚生労働大臣告示)に即して定めるものとされており、門真市障がい者計画の中の生活支援にかかる計画的な位置付けの計画として、整合性をもって推進します。

第2期障がい児福祉計画とは

- 障がい児福祉計画は、児童福祉法の一部改正(第33条の20)により、市町村は基本指針に即して障がい児福祉計画を定めるものとされています。障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第88条に規定する障がい福祉計画と一体のものとして作成することができるとなっており、本市は一体的に作成するものとします。

計画の基本理念



計画の理念

すべての障がいのある人の総合的な分野の計画である「門真市第4次障がい者計画」の基本理念である『一人ひとりの個性が輝き、誰もが安心していきいきと暮らし、支え合う共生のまち かどま』を踏まえ、すべての障がいのある人が個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、一人ひとりに合った必要な支援の体制づくりをめざします。

同時に、行政のみならず、地域住民、ボランティア団体、障がいのある当事者、サービス提供事業所、医療・福祉・保健・教育・就労等関係機関等が連携・協力し合い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しながら共に生きる社会づくりをめざします。

また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を総合的に推進するため、次の4つの点を重視します。



基本的な視点



① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

「地域共生社会」を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスの提供の確保に努めます。また、障がいのある人が必要な障がい福祉サービス及びその他の支援を受けながら、自立と社会参加が促進できるよう、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の実施

障がい者手帳の所持者に限らず、発達障がいのある人や強度行動障がいのある人、高次脳機能障がいのある人、難病等の疾患及び障がいのある子どもが、身近な地域で障がい種別によらない一元的なサービスを受けることができるように、市が実施主体の基本となり、サービスの充実に努めます。また、障がい福祉サービス等の活用が促進されるように、障がいのある人及びその家族等に必要な情報提供を進めるとともに、相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援体制の構築をめざします。

③ 包括的ケアのシステムづくりの推進

障がいのある人の自立支援の観点から、引き続き、地域生活への移行や地域生活の維持、就労支援など、総合的に支えるため、地域生活支援の拠点づくりをはじめ、相談体制、地域住民や団体等との連携による共生社会づくり、また、介護・医療・福祉・教育等との連携など地域の社会資源を最大限に活用した包括的なケアのためのシステムづくりを進めます。

④ 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どもの健やかな育成を支援するため、障がい種別にかかわらず質の高い専門的な療育支援を行う障がい児通所支援等の充実に努めるとともに、地域社会への参加や「共に学び、共に育つ」教育環境の充実に努め、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援体制の構築をめざします。

第6期障がい福祉計画における成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

- 大阪府の基本的な考え方を踏まえ、地域移行者や新たに施設入所が見込まれる人数等を勘案しながら、施設入所者の地域生活への移行について、大阪府の基本的な考え方や実績、ニーズ等を踏まえ、令和元年度末時点の施設入所者 70 人のうち 5 人と設定しました。これは、令和元年度末時点の施設入所者の 7.1%となります。
- 施設入所者の削減数については、令和 5 年度末までに削減する施設入所者数の成果目標を 1 人と設定しました。

	項目	数値	考え方
基準値	令和元年度末時点の入所者数 (A)	70人	令和元年度末時点の施設入所者数
目標値	①令和5年度末の地域生活移行者数 (B)	5人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
		7.1%	移行割合 (B/A)
目標値	②令和5年度末の削減見込数 (C)	1人	施設入所者の削減見込数
		1.4%	削減割合 (C/A)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 令和元年度 6 月末日時点の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数が 79 人であるため、大阪府の基本的な考え方や実績、ニーズ等を踏まえ、令和 5 年 6 月末日時点の長期入院患者数を 75 人と設定しました。これは、令和元年 6 月末日時点の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数 94.9%となります。
- 令和 5 年度末の削減見込み数を 1 人とし、1.3%の削減割合を設定しました。今後も精神病床における長期入院患者の地域移行が促進されるよう、「門真市地域移行地域定着支援会議」を協議の場として活用し、事例検討、目標設定及び評価などを行い、地域整備に努めます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

- 平成 31 年 4 月にグループホーム (14 床)、短期入所 (6 床)、相談支援等、居住支援のための機能を集約した多機能型の地域生活支援拠点を設置しております。
- 地域生活支援拠点における地域移行や親元からの自立等をめざすための体験の機会・場の提供などを含めた質の向上を図るとともに、地域との交流機会の確保など、適切な運営を図るため、年 1 回運営状況及び検証を門真市障がい者地域協議会にて協議を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

- 福祉施設から一般就労への移行者数については、令和元年度の移行者が 29 人であることから、第 6 期の目標値を 1.27 倍以上の 41 人に設定します。
- 就労移行支援事業の利用者数については、令和元年度末の利用者数が 19 人であることから、第 6 期の目標値を 1.30 倍以上の 27 人に設定します。
- 就労継続支援 A 型利用者数については、令和元年度末の利用者数が 8 人であることから、第 6 期の目標値を 1.26 倍以上の 11 人に設定します。
- 就労継続支援 B 型利用者数については、令和元年度末の利用者数が 2 人であることから、第 6 期の目標値を 1.23 倍以上の 3 人に設定します。
- 就労定着支援事業の利用者数については、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者が 7 割になることとします。

- 職場定着率については、国及び大阪府の基本的な考え方に準じて、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所が7割以上になることとします。

項目		数値	考え方
基準値	福祉施設から一般就労への移行者数 (A)	29人	令和元年度において、福祉施設から一般就労に移行した者の数
目標値	①目標年度（令和5年度）の一般就労移行者数 (B)	41人	令和5年度中に、福祉施設から一般就労に移行する者の数
		1.27倍以上	(B/A)
基準値	就労移行支援事業の利用者数 (C)	19人	令和元年度末時点の一般就労に移行した就労移行支援事業の利用者数
目標値	②目標年度（令和5年度）の就労移行支援事業利用者数 (D)	27人	令和5年度における一般就労に移行した就労移行支援事業利用者数
		1.30倍以上	(D/C)
基準値	就労継続支援A型利用者数 (C)	8人	令和元年度末時点の一般就労に移行した就労継続支援A型の利用者数
目標値	③目標年度（令和5年度）の就労継続支援A型利用者数 (D)	11人	令和5年度における一般就労に移行した就労継続支援A型利用者数
		1.26倍以上	(D/C)
基準値	就労継続支援B型利用者数 (C)	2人	令和元年度末時点の一般就労に移行した就労継続支援B型の利用者数
目標値	④目標年度（令和5年度）の就労継続支援B型利用数 (D)	3人	令和5年度における一般就労に移行した就労継続支援B型利用者数
		1.23倍以上	(D/C)
目標値	⑤目標年度（令和5年度）の就労定着支援利用者数 (E)	7割	(E/令和5年度の就労定着支援事業を利用)
目標値	⑥目標年度（令和5年度）における就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合	7割以上	

(5) 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

- 令和5年度の工賃の平均額について、管内事業所の実績及び目標を踏まえ、令和元年度実績の9,645円の約10%増の10,609円と設定します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等【新設※】

- 基幹相談支援センターにて地域の相談支援の中核的拠点として総合的かつ専門的な相談業務及び指導助言を行い、関係機関とのネットワークの構築の強化、相談支援体制の充実をめざします。

※【新設】は、前計画策定後に、新しく設定した事業です。以下同様。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新設】

- 令和5年度末までに体制を構築することをめざします。

第2期障がい児福祉計画における成果目標

(1) 児童発達支援センターの整備

- 障がい児支援の拠点として、「門真市立こども発達支援センター」で、就学前の障がいのある子どもに対する通園事業のほか、保育所等訪問支援、発達障がい児個別療育事業を実施しています。
- 障がいの重度化・多様化に対する専門的機能の強化や重層的な障がい児通所支援の各事業の充実を図るとともに、保護者ニーズや社会情勢の変化等への対応を検討していきます。
- 市内の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所とのスキルアップをめざした交流を図るなど、療育の質の向上と支援の内容の適正化をめざした取組を進めます。

(2) 保育所等訪問支援

- 平成26年度の門真市立こども発達支援センター開設と同時に、保育所等訪問支援を開始しています。当初、公私立保育所・幼稚園に通う子どもの保護者からの利用依頼が大半を占めていましたが、子どもの成長に合わせて小学生の利用が増加しています。今後についても、保護者のニーズを踏まえた上で、保育所等訪問支援の充実に努めます。

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を現時点で令和5年度までに1箇所整備することに関しては従前より門真市立こども発達支援センターで実施しており、達成しています。
- 放課後等デイサービス事業所については、令和5年度末に主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数を2箇所とします。現在、市内に1箇所、障がい福祉圏域としては3箇所の事業所があるため、これらの事業所を活用した支援を行いつつ、市内事業所の確保に努め、重症心身障がい児への支援の充実を図ります。

(4) 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

- 医療的ケア児の育ちや暮らしの支援に向けた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多職種とのさらなる協働に向けた取組に努めます。
- 医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた支援、医療的ケア児の育ちを保障するための社会資源の開発・改善など、医療的ケアが必要な子どもへの包括的な支援について協議の場である児童専門会議を活用していきます。その上で、地域の課題や資源を抽出し、医療的ケアが必要な新生児から退院後の在宅生活を見据えた個々の発達段階に応じた支援などの役割を担う医療的ケア児等コーディネーターを配置することも含め、医療機関が参画している門真市障がい者地域協議会において、協議を行います。

障がい福祉サービスの利用見込量

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

(1) 訪問系サービス（月平均）

サービス名		項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	居宅介護	利用者数	人	345	346	348
		利用時間数	時間	4,766	4,737	4,737
	重度訪問介護	利用者数	人	22	23	24
		利用時間数	時間	1,971	2,054	2,140
	同行援護	利用者数	人	68	66	65
		利用時間数	時間	1,301	1,263	1,244
行動援護	利用者数	人	18	19	20	
	利用時間数	時間	399	422	446	

(2) 日中活動系サービス（月平均）

サービス名		項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	生活介護	利用者数	人	343	348	353
		利用日数	人日	6,145	6,318	6,495
	療養介護	利用者数	人	21	21	21
	短期入所	利用者数	人	145	153	161
利用日数		人日	379	399	417	
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	利用者数	人	17	18	20
		利用日数	人日	217	225	242
	就労移行支援	利用者数	人	93	94	96
		利用日数	人日	827	832	849
	就労継続支援(A型)	利用者数	人	123	128	132
		利用日数	人日	1,698	1,782	1,876
	就労継続支援(B型)	利用者数	人	327	331	335
		利用日数	人日	4,548	4,657	4,774
就労定着支援	利用者数	人	24	27	30	

(3) 居住系サービス

サービス名		項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	施設入所支援	利用者数	人	76	76	76
訓練等給付	共同生活援助	利用者数	人	203	216	230
	自立生活援助	利用者数	人	1	1	1

(4) 計画相談支援・地域相談支援

サービス名		項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援給付	サービス利用支援 継続サービス利用支援	利用者数	人/月	1,252	1,292	1,337
		計画作成数	回/年	1,002	1,030	1,062
		モニタリング数	回/年	1,705	2,106	2,289
地域相談支援給付	地域移行支援	利用者数	人/月	4	4	7
	地域定着支援	利用者数	人/月	4	4	7



地域生活支援事業の見込量

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

事業名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
啓発事業 理解促進研修	障がい者週間キャンペーン	実施の有無	有	有	有		
	エルフェスタ	実施の有無	有	有	有		
	ふれあいコーナー	実施の有無	有	有	有		
	きらめきアートフェスタ	実施の有無	有	有	有		
	ヘルプマーク(ストラップ)の配布 及び啓発用ポスターの掲示	実施の有無	有	有	有		
	手話マークの設置	実施の有無	有	有	有		
	筆談マークの設置	実施の有無	有	有	有		
※1	障がい者団体活動補助事業	実施の有無	有	有	有		
相談支援 事業	障がい者相談支援事業	箇所	3	3	3		
	基幹相談支援センターの設置	実施の有無	有	有	有		
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有		
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有		
成年後見制度利用支援事業		人/年	9	12	15		
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	無	無	有		
支意思疎通 支援事業	手話通訳者派遣事業	件/年	219	219	219		
	緊急時手話通訳者派遣事業	時間/年	392	392	392		
	要約筆記者派遣事業	件/年	22	22	22		
		時間/年	67	67	67		
	手話通訳者設置事業	人/年	3	3	3		
手話奉仕員養成研修事業		人/年	20	24	28		
給付等事業 日常生活用具	介護・訓練支援用具	件/年	7	7	7		
	自立生活支援用具	件/年	25	25	25		
	在宅療養等支援用具	件/年	32	32	32		
	情報・意思疎通支援用具	件/年	35	35	35		
	排泄管理支援用具	件/年	3,119	3,205	3,294		
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	1	1	1		
移動支援事業		利用者数	人/年	297	302	307	
		利用時間数	時間/年	33,936	33,440	33,009	
センター事業 地域活動支援	基礎的事業		設置箇所数	箇所	2	2	2
			利用者数	人/年	100	100	100
	機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	設置箇所数	箇所	1	1	1
			利用者数	人/年	70	70	70
		地域活動支援センターⅡ型	設置箇所数	箇所	1	1	1
			利用者数	人/年	30	30	30

※1:自発的活動支援事業

障がいのある子どもの支援の見込量

●児童福祉法に基づくサービスの見込み量は、下表のとおりです。

サービス名		項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所支援	児童発達支援	利用者数	人/月	155	170	185
		利用日数	人日/月	1,159	1,271	1,384
	医療型児童発達支援	利用者数	人/月	0	0	0
		利用日数	人日/月	0	0	0
	放課後等デイサービス	利用者数	人/月	323	351	379
		利用日数	人日/月	3,521	3,826	4,131
保育所等訪問支援	利用者数	人	21	22	23	
	利用回数	回	1	1	1	
訪問支援	居宅訪問型児童発達支援	利用者数	人	1	1	1
		利用回数	回	1	1	1
相談支援	障がい児相談支援	利用者数	人/月	323	351	379
		計画作成数	回/年	375	407	440
		モニタリング数	回/年	297	323	348
医療的ケアが必要な子どものためのコーディネーターの配置		福祉関係	人	0	0	1
		医療関係	人	0	0	1

●子ども・子育て支援事業計画との連携により、ニーズの把握等に努めます。

	項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども・子育て支援等の利用ニーズ	人数	人	485	489	495

その他の取組

■サービスの確保と人材の確保

- サービスの確保
- 人材確保と資質の向上

■障がいのある人の雇用・就労の促進

- 障がいのある人の雇用の促進
- 市における取組の推進

■相談支援・ケアマネジメント体制の充実

- 地域支援体制の充実
- 相談支援体制の充実
- ケアマネジメント体制の充実

■計画の推進

- 計画及び制度の広報・周知
- 関係各課・関係機関との連携
- 国、府、近隣市との連携
- 専門人材の育成・確保
- 計画の点検及び評価（PDCA サイクル）

■人権の尊重と権利擁護の推進

- 障がいや障がいのある人に対する理解の促進
- 障がいのある人の虐待防止の推進
- 権利擁護の充実